

改定前	改定後（2026年4月10日改定）
<p>第7条（ハートの獲得）</p> <p>（1）サービス利用者は次の場合にハートを獲得します。</p> <p>① サービス利用者が運転意識チェックに記載されている運転のポイントを意識した運転ができたときと申告した場合。</p> <p>② サービス利用者が登録したご契約のお車で移動し、第3条(4)に定める運転データの登録をした後に算出される運転スコアが一定以上の場合。ただしハートが獲得できるのは1日1記録です。</p> <p>③ サービス利用者が①、②をそれぞれはじめて実施した場合。（②はご契約のお車での運転データを登録した場合、一定以上の運転スコアを獲得した場合、それぞれハートが獲得できます。）</p> <p>（2）ハートの獲得期間は、当社の総合自動車保険契約の申込日を獲得開始日とし、保険終了日を獲得終了日とします。ただし、継続契約の場合は、保険開始日を獲得開始日とします。</p> <p>（3）（2）の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除された場合は、解約・解除日を獲得終了日とし、保険契約が取消または無効となった場合は、取消または無効の手続きが完了した日を獲得終了日とします。</p> <p>（4）（2）の規定にかかわらず、保険契約者の変更が行われた場合は、変更前の保険契約者においては、変更日を獲得終了日とし、変更後の保険契約者においては、変更日を獲得開始日とします。</p> <p>（5）保険契約1件につきハートの獲得数は最大3000とします。</p>	<p>第7条（ハートの獲得）</p> <p>（1）サービス利用者は次の場合にハートを獲得します。</p> <p>① サービス利用者が運転意識チェックに記載されている運転のポイントを意識した運転ができたときと申告した場合。</p> <p>② サービス利用者が登録したご契約のお車で移動し、第3条(4)に定める運転データの登録をした後に算出される運転スコアが一定以上の場合。ただしハートが獲得できるのは1日1記録です。</p> <p>③ サービス利用者が①、②をそれぞれはじめて実施した場合。（②はご契約のお車での運転データを登録した場合、一定以上の運転スコアを獲得した場合、それぞれハートが獲得できます。）</p> <p>（2）ハートの獲得期間は、当社の総合自動車保険契約の申込日を獲得開始日とし、保険終了日を獲得終了日とします。ただし、継続契約の場合は、保険開始日を獲得開始日とします。</p> <p>（3）（2）の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除された場合は、解約・解除日を獲得終了日とし、保険契約が取消または無効となった場合は、取消または無効の手続きが完了した日を獲得終了日とします。</p> <p>（4）（2）の規定にかかわらず、保険契約者の変更が行われた場合は、変更前の保険契約者においては、変更日を獲得終了日とし、変更後の保険契約者においては、変更日を獲得開始日とします。</p> <p>（5）保険終了日、解約・解除日、変更日を過ぎて第3条(4)に定める運転データの登録を行った場合、ハートを獲得することはできません。</p> <p>（6）保険契約1件につきハートの獲得数は最大3000とします。</p>